

■昭和16年（女性は昭和21年）4月2日以後に生まれた方は、60歳から65歳になるまでの間、生年月日に応じて、支給開始年齢が引き上げられます。

男性の場合

〔昭和16年4月2日～昭和18年4月1日に生まれた方〕

女性の場合

〔昭和21年4月2日～昭和23年4月1日に生まれた方〕

〔昭和18年4月2日～昭和20年4月1日に生まれた方〕

〔昭和23年4月2日～昭和25年4月1日に生まれた方〕

〔昭和20年4月2日～昭和22年4月1日に生まれた方〕

〔昭和25年4月2日～昭和27年4月1日に生まれた方〕

〔昭和22年4月2日～昭和24年4月1日に生まれた方〕

〔昭和27年4月2日～昭和29年4月1日に生まれた方〕

〔昭和24年4月2日～昭和28年4月1日に生まれた方〕

〔昭和29年4月2日～昭和33年4月1日に生まれた方〕

〔昭和28年4月2日～昭和30年4月1日に生まれた方〕

〔昭和33年4月2日～昭和35年4月1日に生まれた方〕

〔昭和30年4月2日～昭和32年4月1日に生まれた方〕

〔昭和35年4月2日～昭和37年4月1日に生まれた方〕

〔昭和32年4月2日～昭和34年4月1日に生まれた方〕

〔昭和37年4月2日～昭和39年4月1日に生まれた方〕

〔昭和34年4月2日～昭和36年4月1日に生まれた方〕

〔昭和39年4月2日～昭和41年4月1日に生まれた方〕

〔昭和36年4月2日以後に生まれた方〕

〔昭和41年4月2日以後に生まれた方〕



障害をお持ちの方・長期加入者の方は、受給開始年齢の特例があります。

昭和16年（女性は昭和21年）4月2日以後に生まれた方でも、次のいずれかに該当する場合は、特例として、本来の受給開始年齢から報酬比例部分と定額部分を合わせた特別支給の老齢厚生年金が受給できます。

- ① 厚生年金保険の被保険者期間が44年以上の方（被保険者資格を喪失（退職）しているときに限る。）
- ② 障害の状態（障害厚生年金の1級から3級に該当する障害の程度）にあることを申し出た方（被保険者資格を喪失（退職）しているときに限る。）※申出月の翌月分から特例受給開始となります。また、障害年金を受給中の方については本来の受給開始年齢にさかのぼって特例受給開始となります。
- ③ 厚生年金保険の被保険者期間のうち、坑内員または船員であった期間が15年以上ある方（昭和21年4月1日以前に生まれた方は55歳から受給できますが、それ以後に生まれた方については受給開始年齢が段階的に引き上げられます。）